

障発0329第26号  
こ支障第89号  
令和6年3月29日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
こども家庭庁支援局長

( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が令和6年4月に施行されることを踏まえ、別添のとおり通知するので、これを参考に同項に規定する協議会の運営の活性化に取り組まれるとともに、都道府県におかれては、管内市町村、関係機関等に対する周知及び管内市町村に対する設置の促進や運営の活性化に向けた助言等、特段の御配慮をお願いする。

また、平成25年3月28日付け障発0328第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」及び平成25年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について」は令和6年3月31日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添)

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会設置運営要綱

### 第一 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関である。

### 第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

#### 1 協議会の設置

- (1) 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第 89 条の 3 第 1 項）
- (2) 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（同条第 2 項）
- (3) 協議会は、(2)による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（同条第 3 項）
- (4) 関係機関等は、(3)による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。（同条第 4 項）
- (5) 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（同条第 5 項）

#### 2 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第 88 条第 9 項）

市町村は、協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項）

### 3 都道府県障害福祉計画及び障害児福祉計画

都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（第 89 条第 8 項）

都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（児童福祉法第 33 条の 22 第 6 項）

### 4 罰則

上記 1 の(5)に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

## 第三 市町村が設置する協議会（市町村協議会）

### 1 基本的な役割

相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

### 2 設置方法

市町村協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができる。

### 3 構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

### 4 主な機能

- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下「地域課題」という。）の抽出、把握及び共有
- ・ 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有

- ・ 地域における関係機関の連携強化
- ・ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要な応じた助言等
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要な応じた報告及び都道府県協議会との連携

## 5 留意点

- (1) 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
  - ・ 必要な応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
  - ・ 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的に開催すること。
  - ・ 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当する等、基幹相談支援センターと密接に連携しながら事務局運営を行うこと。
- (2) 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
  - ・ 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
  - ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
  - ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- (3) 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
  - ・ 障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制や地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実、インフォーマルな支援も含めた体制整備に関する協議
  - ・ 相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等からなる地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組

- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

## 6 財源

交付税により措置。

## 第四 都道府県が設置する協議会（都道府県協議会）

### 1 基本的な役割

都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

### 2 設置方法

都道府県協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができる。

### 3 構成メンバー

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

（例）

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健・医療関係者、権利擁護支援関係者、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、障害者等及びその家族、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

### 4 主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況、課題及びニーズ等の把握
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化
- ・ 都道府県内における広域的な社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 相談支援従事者及び障害福祉サービス等従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言
- ・ 市町村協議会等各地域の協議会との連携（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）

### 5 留意点

- (1) 都道府県協議会は、市町村協議会との効果的な連携に努めるとともに、広域的で解決すべき課題等を共有し、その課題を踏まえて支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。

- ・ 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
  - ・ 市町村協議会の効果的な連携に努め、市町村協議会から報告のあった課題等に留意して各種取組を実施すること。
  - ・ 都道府県の担当部署と都道府県相談支援体制整備事業に従事する者や管内の基幹相談支援センターの代表者が密接に連携しながら事務局運営を行うこと。
- (2) 都道府県の広域的な相談支援体制及び管内市町村の相談支援体制の強化を図るため、以下の取組を実施すること。
- ・ 都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容、研修講師の養成等についての協議（市町村等の地域で実施される OJT との有機的な連携等を含む）
  - ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって実施する市町村等への支援の内容及び配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
  - ・ 管内市町村が設置・運営する基幹相談支援センターの評価・助言、実施する基幹相談支援センター機能強化事業の評価・助言
  - ・ 相談支援に係る広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた協議（離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための体制等についての協議を含む。）
- (3) 都道府県の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

## 6 財源

交付税により措置。

## 第五 その他

### 1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を踏まえた協議会の役割

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが重要である。

このため、市町村及び都道府県は、協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築す

ることが必要である。

特に、障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村及び都道府県が中心となって、関係機関等との連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築しておくことが重要であり、協議会の下に権利擁護に関する専門部会等を設置するとともに、当該部会に都道府県労働局や警察署にも参加を要請し、定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議を行うこと等により、地域における関係機関のネットワークの構築、強化を図っていくことが必要である。

また、障害者虐待防止のための体制整備を図るに当たっては、制度として先行している高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携を図りながら、地域の実情に応じた効果的な体制を講ずることが重要であり、各自治体内の関係部局等との協力関係を強化していくことも必要である。

なお、基幹相談支援センターが障害者虐待防止法の市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことも想定されるが、併せて、市町村協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、一体的に障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが考えられる。

## 2 個人情報の取扱い

協議会においては、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、当該情報をもとに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされており、協議会の事務に従事する者又は従事していた者には守秘義務が課せられている。協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）に則って適切に取扱うこと。個人情報の取扱いに係る具体的な留意事項については、別途お示しする。

## 3 要保護児童対策地域協議会との連携

障害のある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るための関係機関との必要な情報の交換や支援のあり方の検討を行うに当たっては、協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会と連携を図ること。

## 4 重層的支援会議等との連携

市町村が社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を実施する場合には、当該事業における重層的支援会議と連携を図ること。

また、社会福祉法に規定する第 106 条の 6 に規定する支援会議、介護保険法に第 115 条の 45 第 1 項に規定する会議（地域ケア会議）、生活困窮者自立支援法第 9 条第 1 項に規定する支援会議と連携を図ること。

## 5 協議会の取組の周知

市町村及び都道府県は、協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこと。